

静岡県告示第327号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年5月9日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

羽鮒横林 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
富士宮市		羽鮒	横林	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域
			横林	1191-3 1号
			横林	1191-13 2号
			横林	1183-1 3号
			横林	1183-1 4号
			横林	1191-4 5号
			横林	1183-1 6号
			横林	1183-1 7号
			横林	1183-1 8号
			横林	1211-2 9号
横林	1189-2 10号			